

鳥獣被害防止対策の推進を求める意見書

野生鳥獣については、これまでさまざまな対策が講じられてきているが、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の減少や高齢化などにより、野生鳥獣の数は増加し、農作物への被害は、近年、200億円程度で推移している状況である。

農業従事者が事業を継続する上で深刻な被害が、野生鳥獣によりもたらされている一方で、熊などの大型動物によって人が危害を加えられる事件なども頻発していることから、財産のみならず身体・生命を守るためには、生態系に配慮しながらも、野生鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられる。

よって、国会及び政府においては、野生鳥獣被害を低減させ、住民の生命を守るために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 被害対策の中核となるコーディネーターを育成するとともに、必要な数の狩猟者を確保するため鳥獣被害防止特措法を改正するなど、さらなる措置を講ずること。
- 2 鳥獣被害防止を目的に電気柵を設置する施工主に対しては、事故を防ぐために、安全基準の遵守についての指導を徹底すること。
- 3 野生鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、情報通信技術（ICT）の積極的な活用を推進すること。
- 4 駆除した野生鳥獣をジビエ（狩猟で得た野生鳥獣の食肉）として積極的に活用するため、国内各地域に広域で利用できる野生鳥獣の食肉処理加工施設を整備するなど、「6次産業化」の推進につなげること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、  
経済産業大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに  
無所属坂本きょう子議員及び維新の党中山真一議員